

# 条例改正に伴う新旧対照表

平成28年

奈良市議会6月定例会

奈良市附属機関設置条例 新旧対照表

現行			改正案		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
附属機関の属する執行機関等	附属機関	担任する事務	附属機関の属する執行機関等	附属機関	担任する事務
市長	略	略	市長	略	略
			奈良市本庁舎耐震化整備検討委員会	市の本庁舎の耐震化整備に係る基本方針の策定についての調査審議及び答申に関する事務	
略	略	略	略	略	略

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例 新旧対照表

現行	改正案																																
附 則	附 則																																
(他の法令による給付との調整)	(他の法令による給付との調整)																																
<p>第5条 年金たる補償の額は、当該補償の事由となつた障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第14条の2を除く。）による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となつた障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とし、これらの額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">1</td> <td style="width: 60%;">傷病補償</td> <td style="width: 30%;">(1) 略</td> <td style="width: 10%;">略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>年金</td> <td>(2) 障害厚生年金等(当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)</td> <td style="text-align: center;">0.86</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(3)～(6) 略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>2・3</td> <td>略</td> <td>略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>	1	傷病補償	(1) 略	略		年金	(2) 障害厚生年金等(当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.86			(3)～(6) 略	略	2・3	略	略	略	<p>第5条 年金たる補償の額は、当該補償の事由となつた障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第14条の2を除く。）による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となつた障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とし、これらの額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">1</td> <td style="width: 60%;">傷病補償</td> <td style="width: 30%;">(1) 略</td> <td style="width: 10%;">略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>年金</td> <td>(2) 障害厚生年金等(当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)</td> <td style="text-align: center;">0.88</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(3)～(6) 略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>2・3</td> <td>略</td> <td>略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>	1	傷病補償	(1) 略	略		年金	(2) 障害厚生年金等(当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.88			(3)～(6) 略	略	2・3	略	略	略
1	傷病補償	(1) 略	略																														
	年金	(2) 障害厚生年金等(当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.86																														
		(3)～(6) 略	略																														
2・3	略	略	略																														
1	傷病補償	(1) 略	略																														
	年金	(2) 障害厚生年金等(当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.88																														
		(3)～(6) 略	略																														
2・3	略	略	略																														
<p>2 休業補償の額は、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額の合計額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とする。</p>	<p>2 休業補償の額は、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額の合計額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とする。</p>																																

現行		改正案	
1 略	略	1 略	略
2 障害厚生年金等（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86	2 障害厚生年金等（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.88
3～6 略	略	3～6 略	略

奈良市消防団員等公務災害補償条例 新旧対照表

現行		改正案	
<p>附 則 (他の法律による給付との調整)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該年金たる損害補償の事由となつた障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合（前項に規定する場合を除く。）には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第19条の2を除く。）による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる損害補償の額から当該年金たる損害補償の事由となつた障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給し、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。</p>		<p>附 則 (他の法律による給付との調整)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該年金たる損害補償の事由となつた障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合（前項に規定する場合を除く。）には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第19条の2を除く。）による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる損害補償の額から当該年金たる損害補償の事由となつた障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給し、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。</p>	
1	傷病補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	(1) 障害厚生年金等	0.86
		(2) 略	略
2	傷病補償年金（第	(1) 障害厚生年金等	0.91
		(第1級又	
1	傷病補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	(1) 障害厚生年金等	0.88
		(2) 略	略
2	傷病補償年金（第	(1) 障害厚生年金等	0.92
		(第1級	

現行			改正案		
18条の2 に規定する公務上の災害に係るものに限る。)		は第2級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、 0.90)	18条の2 に規定する公務上の災害に係るものに限る。)		の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、 0.91)
	(2) 略	略		(2) 略	略
3～6 略	略	略	3～6 略	略	略
3・4 略			3・4 略		
5 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、第8条の規定にかかわらず、同条の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる当該法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該休業補償の額から同一の事由について支給される当該法律による年金たる給付の額（当該法律による年金たる給付の数が2である場合にあつては、その合計額）を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給する。			5 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、第8条の規定にかかわらず、同条の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる当該法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該休業補償の額から同一の事由について支給される当該法律による年金たる給付の額（当該法律による年金たる給付の数が2である場合にあつては、その合計額）を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給する。		
略		略	略		略
障害厚生年金等（当該損害補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）		0.86	障害厚生年金等（当該損害補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）		0.88
略		略	略		略
6・7 略			6・7 略		



奈良市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>目次</p> <p>第1章～第7章 略</p> <p>第8章 自立訓練（機能訓練）</p> <p>第1節～第4節 略</p> <p>第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第151条・第152条）</p> <p>第9章 自立訓練（生活訓練）</p> <p>第1節～第4節 略</p> <p>第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第160条・第161条）</p> <p>第10章～第16章 略</p> <p>附則</p> <p>（基準該当生活介護の基準）</p> <p>第97条 生活介護に係る基準該当障害福祉サービス（第206条に規定する特定基準該当生活介護を除く。以下この節において「基準該当生活介護」という。）の事業を行う者（以下この節において「基準該当生活介護事業者」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。</p> <p>（1） 指定通所介護事業者（奈良市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年奈良市条例第21号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第101条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）であって</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>、</p> <p>地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護（指定居宅サービス等基準条例第100条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）を</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第7章 略</p> <p>第8章 自立訓練（機能訓練）</p> <p>第1節～第4節 略</p> <p>第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第151条—第152条）</p> <p>第9章 自立訓練（生活訓練）</p> <p>第1節～第4節 略</p> <p>第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第160条—第161条）</p> <p>第10章～第16章 略</p> <p>附則</p> <p>（基準該当生活介護の基準）</p> <p>第97条 生活介護に係る基準該当障害福祉サービス（第206条に規定する特定基準該当生活介護を除く。以下この節において「基準該当生活介護」という。）の事業を行う者（以下この節において「基準該当生活介護事業者」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。</p> <p>（1） 指定通所介護事業者（奈良市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年奈良市条例第21号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第101条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業者（奈良市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年奈良市条例第23号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第60条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（以下「指定通所介護事業者等」という。）であって、</p> <p>地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護（指定居宅サービス等基準条例第100条に規定する指定通所介護をいう。）又は指定地域密着型通所</p>

現行	改正案
<p>提供 するものであること。</p> <p>(2) 指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準条例第101条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。)の食堂</p> <p>及び機能訓練室(指定居宅サービス等基準条例第103条第2項第1号 に規定する食堂及び機能訓練室をいう。以下同じ。)の面積を、 指定通所介護の利用者の数と基準該当生活介護を受ける利用者の数の 合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。</p> <p>(3) 指定通所介護事業所の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所 が提供する指定通所介護の利用者の数を指定通所介護の利用者及 び基準該当生活介護を受ける利用者の数の合計数であるとした場合にお ける当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であること。</p> <p>(4) 略 (指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)</p>	<p>介護(指定地域密着型サービス基準条例第60条の2に規定する指定地域 密着型通所介護をいう。)(以下「指定通所介護等」という。)を提供 するものであること。</p> <p>(2) 指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準条例第101条第1項に 規定する指定通所介護事業所をいう。)又は指定地域密着型通所介護事 業所(指定地域密着型サービス基準条例第60条の3第1項に規定する指 定地域密着型通所介護事業所をいう。)(以下「指定通所介護事業所等」 という。)の食堂及び機能訓練室(指定居宅サービス等基準条例第103 条第2項第1号又は指定地域密着型サービス基準条例第60条の5第2項 第1号に規定する食堂及び機能訓練室をいう。以下同じ。)の面積を、 指定通所介護等の利用者の数と基準該当生活介護を受ける利用者の数の 合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。</p> <p>(3) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所 等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者及 び基準該当生活介護を受ける利用者の数の合計数であるとした場合にお ける当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。</p> <p>(4) 略 (指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)</p>
<p>第98条 次の各号に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業 者(奈良市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等 に関する条例(平成25年奈良市条例第23号。以下「指定地域密着型サービ ス基準条例」という。))第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅 介護事業者をいう。第112条第1号において同じ。)又は指定看護小規模多 機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準条例第193条第1項に 規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。第112条第1号に おいて同じ。)が地域において生活介護が提供されていないこと等により 生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介 護(指定地域密着型サービス基準条例第82条に規定する指定小規模多機能</p>	<p>第98条 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業 者(指定地域密着型サービス基準条例 第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅 介護事業者をいう。以下 同じ。)又は指定看護小規模多 機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準条例第193条第1項に 規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下 同じ。)が地域において生活介護が提供されていないこと等により 生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介 護(指定地域密着型サービス基準条例第82条に規定する指定小規模多機能</p>

現行	改正案
<p>型居宅介護をいう。第112条第1号において同じ。)又は指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準条例第192条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。第112条第1号において同じ。)のうち通いサービス(指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項又は第193条第1項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。)を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当生活介護と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第193条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)を基準該当生活介護事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については、適用しない。</p> <p>(1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者(指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項又は第193条第1項に規定する登録者をいう。_____)の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、_____)</p> <p>_____指定通所支援基準等条例第62条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準等条例第82条において準用する指定通所支援基準等条例第62条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第34条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令(平成15年厚生労働省令第132号。以下「特区省令」という。)第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障</p>	<p>型居宅介護をいう。以下_____同じ。)又は指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準条例第192条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。以下_____同じ。)のうち通いサービス(指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項又は第193条第1項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。)を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当生活介護と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第193条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)を基準該当生活介護事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については、適用しない。</p> <p>(1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者(指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項又は第193条第1項に規定する登録者をいう。以下同じ。)の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第151条の2の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準等条例第62条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準等条例第82条において準用する指定通所支援基準等条例第62条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス_____)</p> <p>_____を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障</p>

現行	改正案								
<p>害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。)を29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第83条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。)にあっては、18人)以下とすること。</p> <p>(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、                      _____指定通所支援基準等条例第62条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準等条例第82条において準用する指定通所支援基準等条例第62条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス)を受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下_____同じ。)を登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、12人)までの範囲内とすること。</p> <table border="1" data-bbox="174 1098 1066 1190"> <thead> <tr> <th>登録定員</th> <th>利用定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂(指定地域密着型サービス基準条例第87条第3項第1号又は第197条第3項第1号に規定する居間及び食堂をいう。_____)は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。</p> <p>(4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該</p>	登録定員	利用定員	略	略	<p>害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。)を29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第83条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。)にあっては、18人)以下とすること。</p> <p>(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、<u>第151条の2の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準等条例第62条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準等条例第82条において準用する指定通所支援基準等条例第62条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス</u>                      _____)を受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下<u>この号</u>において同じ。)を登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、12人)までの範囲内とすること。</p> <table border="1" data-bbox="1173 1098 2065 1190"> <thead> <tr> <th>登録定員</th> <th>利用定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂(指定地域密着型サービス基準条例第87条第3項第1号又は第197条第3項第1号に規定する居間及び食堂をいう。<u>以下同じ。</u>)は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。</p> <p>(4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該</p>	登録定員	利用定員	略	略
登録定員	利用定員								
略	略								
登録定員	利用定員								
略	略								

現行	改正案
<p>指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数及びこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、</p> <hr/> <p style="text-align: right;">指定</p> <p>通所支援基準等条例第62条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準等条例第82条において準用する指定通所支援基準等条例第62条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準条例第83条又は第193条に規定する基準を満たしていること。</p> <p>(5) 略</p> <p>(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)</p> <p>第112条 短期入所に係る基準該当障害福祉サービス（以下この節において「基準該当短期入所」という。）の事業を行う者（以下この節において「基準該当短期入所事業者」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者であって、第98条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、</p> <hr/> <p style="text-align: right;">指定通所支援基準等条例第62条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準等条例第82条において準用する指定通所支援基準等条例第62条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス</p> <p>を利用するために当該指定小規模</p>	<p>指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びにこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第151条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準等条例第62条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準等条例第82条において準用する指定通所支援基準等条例第62条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス</p> <hr/> <p style="text-align: right;">を受ける障害者及び障</p> <p>害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準条例第83条又は第193条に規定する基準を満たしていること。</p> <p>(5) 略</p> <p>(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)</p> <p>第112条 短期入所に係る基準該当障害福祉サービス（以下この節において「基準該当短期入所」という。）の事業を行う者（以下この節において「基準該当短期入所事業者」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者であって、第98条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第151条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準等条例第62条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準等条例第82条において準用する指定通所支援基準等条例第62条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス</p> <hr/> <p style="text-align: right;">を利用するために当該指定小規模</p>

現行	改正案
<p>多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護のうち宿泊サービス（指定地域密着型サービス基準条例第83条第5項又は第193条第6項に規定する宿泊サービスをいう。以下この条において同じ。）を提供するものであること。</p> <p>(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サービスを利用する者の数と基準該当短期入所の提供を受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この条において同じ。）を通いサービスの利用定員_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____の3分の1から9人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、6人）までの範囲内とすること。</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>(基準該当自立訓練（機能訓練）の基準)</p> <p>第151条 自立訓練（機能訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（第206条に規定する特定基準該当自立訓練（機能訓練）を除く。以下この節において「基準該当自立訓練（機能訓練）」という。）の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>指定通所介護事業者</u> であつて、地域において自立訓練（機能訓練）</p>	<p>多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護のうち宿泊サービス（指定地域密着型サービス基準条例第83条第5項又は第193条第6項に規定する宿泊サービスをいう。以下この条において同じ。）を提供するものであること。</p> <p>(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サービスを利用する者の数と基準該当短期入所の提供を受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この条において同じ。）を通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と第98条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第151条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準等条例第62条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準等条例第82条において準用する指定通所支援基準等条例第62条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。）の3分の1から9人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、6人）までの範囲内とすること。</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>(基準該当自立訓練（機能訓練）の基準)</p> <p>第151条 自立訓練（機能訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（第206条に規定する特定基準該当自立訓練（機能訓練）を除く。以下この節において「基準該当自立訓練（機能訓練）」という。）の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>指定通所介護事業者等</u> であつて、地域において自立訓練（機能訓練）</p>

現行	改正案
<p>が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対して<u>指定通所介護</u>を提供するものであること。</p> <p>(2) <u>指定通所介護事業所</u>の食堂及び機能訓練室の面積を、<u>指定通所介護</u>の利用者の数と基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。</p> <p>(3) <u>指定通所介護事業所</u>の従業者の員数が、当該<u>指定通所介護事業所</u>が提供する<u>指定通所介護</u>の利用者の数を<u>指定通所介護</u>の利用者及び基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該<u>指定通所介護事業所</u>として必要とされる数以上であること。</p> <p>(4) 略</p>	<p>が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対して<u>指定通所介護等</u>を提供するものであること。</p> <p>(2) <u>指定通所介護事業所等</u>の食堂及び機能訓練室の面積を、<u>指定通所介護等</u>の利用者の数と基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。</p> <p>(3) <u>指定通所介護事業所等</u>の従業者の員数が、当該<u>指定通所介護事業所等</u>が提供する<u>指定通所介護等</u>の利用者の数を<u>指定通所介護等</u>の利用者及び基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該<u>指定通所介護事業所等</u>として必要とされる数以上であること。</p> <p>(4) 略  <u>(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)</u></p> <p><u>第151条の2</u> 次に掲げる要件を満たした<u>指定小規模多機能型居宅介護事業者</u>又は<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者</u>が地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対して<u>指定小規模多機能型居宅介護</u>又は<u>指定看護小規模多機能型居宅介護</u>のうち<u>通いサービス</u>を提供する場合には、当該<u>通いサービス</u>を基準該当自立訓練（機能訓練）と、当該<u>通いサービス</u>を行う<u>指定小規模多機能型居宅介護事業所等</u>を基準該当自立訓練（機能訓練）<u>事業所</u>とみなす。この場合において、前条の規定は、当該<u>指定小規模多機能型居宅介護事業所等</u>については、適用しない。</p> <p>(1) 当該<u>指定小規模多機能型居宅介護事業所等</u>の登録定員（当該<u>指定小規模多機能型居宅介護事業所等</u>の登録者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる<u>通いサービス</u>、第98条の規定により基準該当生活介護とみなされる<u>通いサービス</u>若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる<u>通いサービス</u>又は<u>指定通所支援基準等</u>条例第62条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる<u>通いサービス</u>若しくは<u>指定通所支援基準等</u>条例第82条</p>

現行	改正案								
	<p>において準用する指定通所支援基準等条例第62条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。)を29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人)以下とすること。</p> <p>(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス、第98条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準等条例第62条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準等条例第82条において準用する指定通所支援基準等条例第62条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この号において同じ。)を登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、12人)までの範囲内とすること。</p> <table border="1" data-bbox="1171 1141 2067 1329"> <thead> <tr> <th>登録定員</th> <th>利用定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26人又は27人</td> <td>16人</td> </tr> <tr> <td>28人</td> <td>17人</td> </tr> <tr> <td>29人</td> <td>18人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。</p>	登録定員	利用定員	26人又は27人	16人	28人	17人	29人	18人
登録定員	利用定員								
26人又は27人	16人								
28人	17人								
29人	18人								

現行	改正案
<p>(基準該当自立訓練(生活訓練)の基準)</p> <p>第160条 自立訓練(生活訓練)に係る基準該当障害福祉サービス(第206条に規定する特定基準該当自立訓練(生活訓練)を除く。以下この節において「基準該当自立訓練(生活訓練)」という。)の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>指定通所介護事業者</u> であって、地域において自立訓練(生活訓練)が提供されていないこと等により自立訓練(生活訓練)を受けることが困難な障害者に対して<u>指定通所介護</u>を 提供するものであること。</p> <p>(2) <u>指定通所介護事業所</u> の食堂及び機能訓練室の面積を、<u>指定通所介護</u>の 利用者の数と基準該当自立訓練(生活訓練)を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。</p> <p>(3) <u>指定通所介護事業所</u> の従業者の員数が、当該<u>指定通所介護事業所</u></p>	<p>(4) <u>当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びにこの条の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス、第98条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準等条例第62条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準等条例第82条において準用する指定通所支援基準等条例第62条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準条例第83条又は第193条に規定する基準を満たしていること。</u></p> <p>(5) <u>この条の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービスを受ける障害者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練(機能訓練)事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</u></p> <p>(基準該当自立訓練(生活訓練)の基準)</p> <p>第160条 自立訓練(生活訓練)に係る基準該当障害福祉サービス(第206条に規定する特定基準該当自立訓練(生活訓練)を除く。以下この節において「基準該当自立訓練(生活訓練)」という。)の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>指定通所介護事業者等</u> であって、地域において自立訓練(生活訓練)が提供されていないこと等により自立訓練(生活訓練)を受けることが困難な障害者に対して<u>指定通所介護等</u>を提供するものであること。</p> <p>(2) <u>指定通所介護事業所等</u>の食堂及び機能訓練室の面積を、<u>指定通所介護等</u>の利用者の数と基準該当自立訓練(生活訓練)を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。</p> <p>(3) <u>指定通所介護事業所等</u>の従業者の員数が、当該<u>指定通所介護事業所</u></p>

現行	改正案
<p>が提供する<u>指定通所介護の</u>利用者の数を<u>指定通所介護の</u>利用者及び基準該当自立訓練（生活訓練）を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該<u>指定通所介護事業所</u>として必要とされる数以上であること。</p> <p>(4) 略</p>	<p>等が提供する<u>指定通所介護等の</u>利用者の数を<u>指定通所介護等の</u>利用者及び基準該当自立訓練（生活訓練）を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該<u>指定通所介護事業所等</u>として必要とされる数以上であること。</p> <p>(4) 略</p> <p><u>(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)</u></p> <p><u>第160条の2</u> 次に掲げる要件を満たした<u>指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者</u>が地域において自立訓練（生活訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（生活訓練）を受けることが困難な障害者に対して<u>指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当自立訓練（生活訓練）と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練（生活訓練）事業所とみなす。</u>この場合において、前条の規定は、<u>当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については、適用しない。</u></p> <p>(1) <u>当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス、第98条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第151条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準等条例第62条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準等条例第82条において準用する指定通所支援基準等条例第62条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人）以下とすること。</u></p>

現行	改正案								
	<p>(2) <u>当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス、第98条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第151条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準等条例第62条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準等条例第82条において準用する指定通所支援基準等条例第62条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この号において同じ。）を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、12人）までの範囲内とすること。</u></p> <table border="1" data-bbox="1173 869 2065 1058"> <thead> <tr> <th>登録定員</th> <th>利用定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26人又は27人</td> <td>16人</td> </tr> <tr> <td>28人</td> <td>17人</td> </tr> <tr> <td>29人</td> <td>18人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) <u>当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。</u></p> <p>(4) <u>当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びにこの条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス、第98条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第151条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス又は指定通</u></p>	登録定員	利用定員	26人又は27人	16人	28人	17人	29人	18人
登録定員	利用定員								
26人又は27人	16人								
28人	17人								
29人	18人								

現行	改正案
	<p><u>所支援基準等条例第62条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準等条例第82条において準用する指定通所支援基準等条例第62条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準条例第83条又は第193条に規定する基準を満たしていること。</u></p> <p><u>(5) この条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービスを受ける障害者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</u></p>